

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年4月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「せたがや Pay 区民認証」及び「東京アプリ生活応援事業」実施に伴う高齢者等への操作支援業務委託

(2) 業務内容

現在、東京アプリにマイナンバーカードを連携することで、ポイントを獲得できる事業が開始されており、5月からは、せたがや Pay でも同様の事業が開始される予定である。これに伴い、デジタル操作に不安を抱える区民が、ポイントを確実に受給できるよう、申請手続きのサポートを実施する。

区として、これをきっかけとし、せたがや Pay の還元策の適用や、東京アプリでは今後タッチポイントとして活用する基盤としていく方向である。

以上を踏まえ、高齢者等への操作支援業務を委託するため、その委託先を公募型プロポーザル方式により選定する。

① コールセンター設置・運営

区民等からの問い合わせに関する応答、案内、情報提供、コールセンターの運営（運営に必要な施設、機材等の準備及び保守を含む）に関する一切の業務

② サポート窓口運営

各総合支所の特設ブースにて、来所した区民へ操作支援を行うこと。

(3) 履行期間

令和8年8月3日から令和8年10月30日まで

※ 平日のみとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる（1）から（10）の条件を全て満たす単独法人、または共同提案による参加（以下、「コンソーシアム」という）の場合は（10）の要件を満たす者とする。

- (1) 参加表明書の提出期限までに世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」の認定または ISO/IEC27001、または JIS Q 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」認証を受けていること（更新・変更申請中を含む）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者との関係を有する者でないこと。
- (8) 令和 3 年度以降に、官公庁におけるコールセンター又は操作支援業務（受付業務含む）に係る実績（契約実績とする）を有すること
- (9) 「せたがや Pay 区民認証」及び「東京アプリ生活応援事業」実施に伴う高齢者等への操作支援業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長：DX推進担当部長 相馬 正信

委員：DX推進担当課長 日高 雄三

委員：商業課長 齊藤 真徳

- (10) コンソーシアムで参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ①代表構成員及び構成員が要件（1）～（9）全てを満たしていること
 - ②代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること
- ※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員としてコンソーシアムを組成して参加表明書を提出することはできない
- ※コンソーシアムとして参加表明書を提出した後は、新たにコンソーシアムの構成員を追加することや、単独法人として応募することはできない

※なお、(5)、(6) 及び (8) を満たしていることを示す資料を添付すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務理解・実施方針
- (2) コールセンター運営方法
- (3) 窓口操作支援
- (4) 実施体制・人員配置

- (5) 教育・引継ぎ・マニュアル
- (6) 品質管理・改善・報告
- (7) 個人情報保護・情報セキュリティ
- (8) コスト

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

世田谷区弦巻2丁目23番1号（事務センター）

DX推進担当部DX推進担当課

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

（土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間

令和8年4月9日(木)から令和8年4月23日(木)午後5時

② 場所

5（1）に同じ。

③ 方法

5（1）の窓口にて交付もしくは区ページからダウンロード。

（ページID：32208）トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→その他・区政に関すること

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年4月23日(木)午後5時（必着）

② 提出先

5（1）に同じ。

③ 提出方法

事前連絡のうえ窓口への持参、または郵送のいずれかにより提出すること。（郵送の場合は、提出期限内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便または宅配業者等による信書便に限る）。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時（必着）

② 提出先

5（1）に同じ。

③ 提出方法

電子メールにより提出すること。電子メールアドレスについては、参加資格確認及び招請通知の発送と合わせて、別途、区より通知する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(6) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(10) 労働報酬下限額

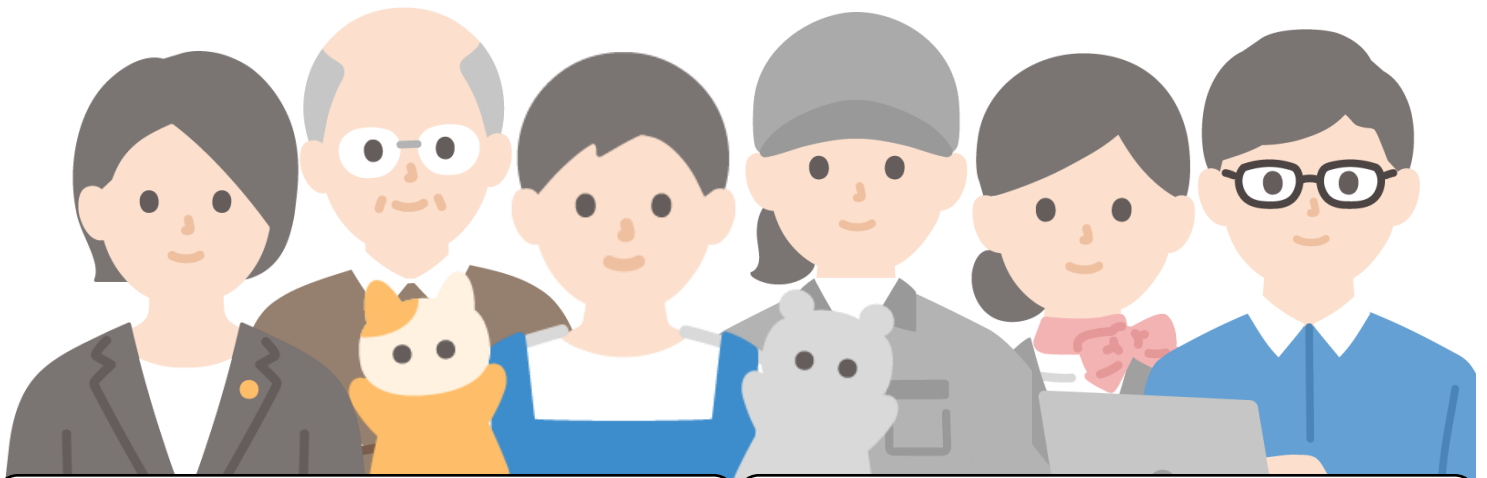
区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

(11) 事業詳細

詳細は説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手(特殊)	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手(一般)	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。